

東三河都市計画区域区分の変更（愛知県決定）

都市計画区域区分を次のように変更する。

1 市街化区域及び市街化調整区域の区分 「計画図表示のとおり」

2 人口フレーム

(単位：千人)

区分		年次	平成27年	令和12年
都市計画区域内人口			734.3	708.6
	市街化区域内人口		547.3	534.9
	配分する人口		—	531.9
	保留する人口		—	3.0
	(特定保留)		—	—
	(一般保留)		—	3.0

3 産業フレーム

区分		年次	平成25年	令和12年
県内総生産額【愛知県】 (十億円)			34,823	44,108
	保留する面積(ha)		—	173
	(特定保留)		—	0
	(一般保留)		—	173

理 由

豊橋市明海地区の公有水面埋立事業により竣功した区域を市街化区域に編入するものである。